

平成24年2月9日

第3期葛飾区高齢者虐待防止計画（素案）に対する パブリックコメントの実施結果について

高齢者支援課

1 実施期間

平成23年12月14日（水）から平成24年1月13日（金）まで

2 閲覧場所

区政情報コーナー、区民事務所、区民サービスコーナー、図書館、地区図書館、
ウェルピアかつしか、保健所、保健センター、シニア活動支援センター、地域包括
支援センター、男女平等推進センター、福祉管理課、高齢者支援課、障害福祉課、
介護保険課 計43か所

※ 区ホームページからも閲覧できるようにしました。

3 意見総数

意見提出者 2人、意見総数 2件

4 提出された意見と区の考え方

別紙のとおり

第3期葛飾区高齢者虐待防止計画(素案)に対する区民の意見と区の考え方

【取扱いについて】

- ◎：計画案に取り入れる ○：計画(素案)に盛り込まれている
 △：計画案には取り入れないが、今後の参考にする □：意見・要望としてお聞きした

No.	意見の要旨	取扱い	区の考え方
1	<p>36ページ ③高齢者の安全・安心を確保する (a)シェルターの設置</p> <p>38ページ (a)一時介護事業の実施 (b)ショートステイ事業の実施</p>	□	<p>虐待を受けて緊急に保護を要すると認められた高齢者の安全を確保するため、シェルターを設置していただきます。 ご意見にあるように、介護者がストレスをかかえている場合には、一時介護事業やショートステイ事業で特別養護老人ホーム等の利用ができるようにしていただきます。</p>
2	<p>10ページ 被虐待者の介護度別認定者の認知症日常生活自立度</p> <p>15ページ 第2章 葛飾区の状況</p> <p>19ページ (1)虐待予防に取り組み</p> <p>34ページ (b)先進的介護予防事業による認知症予防の取り組み</p> <p>36ページ (c)キャラバン・メイトの活用、認知症サポーターの養成</p>	○	<p>虐待を受けた高齢者については、認知症のない方より認知症がある方が多い状況になっています。このことから、虐待防止には、認知症の予防や認知症の方への理解促進が重要であると考えています。</p> <p>認知症予防の取り組みとして、シニア活動支援センターをはじめ区内の様々な会場において「脳力(のうちから)トレーニング」などの先進的介護予防事業を積極的に推進してまいります。認知症に対する正しい知識と具体的な対応方法等を普及するため、東京都の養成研修を受けたキヤラバン・メイトを講師として、一般区民、区役所職員等を対象に地域において認知症の方を支援する認知症サポーターの養成も進めていきます。</p> <p>また、小中学生向けにも認知症サポーター養成講座を開催し、認知症高齢者の支援の輪を広げていきます。</p>